

※特定個人情報：マイナンバーをその内容に含む個人情報

ガイドラインの法的位置付け

- マイナンバー法ではマイナンバーの利用目的を限定するなど厳格な取扱いを規定（19条）。不適切な取扱いには罰則を適用（67条等）。
- 特定個人情報保護委員会は、マイナンバーを取り扱う民間企業・行政機関等に対し、指導及び助言（50条）、勧告及び命令（51条）、報告及び立入検査（52条）の措置を講じ、民間企業等を監視・監督。

➡ 委員会において、マイナンバー法の遵守のためのガイドラインを作成。

ガイドラインの作成意義

<民間企業に対する周知・現場の混乱回避>

- 雇用者を有する全ての企業において、従業員の年末調整の源泉徴収票作成時にマイナンバーを取り扱うため、広く民間企業に番号法のルールを周知することが必要。
- 番号法に定められている保護措置は、利用目的が法律で限定列挙されるなど個人情報保護法と異なる取扱いがあることから、実務の現場が混乱しないための具体的な指針が必要。

➡ 番号法の規定及びその解釈について、民間企業の意見を聴きつつ実務に即した具体例を載せて分かりやすく解説。

ガイドラインの内容

- 民間企業等が番号法のルールを遵守するため、ガイドラインでは、マイナンバーの適正な取扱いを確保するため 最低限守るべき事項を具体例を用いて 分かりやすく記述し、また各種保護措置が過重な負担とならないよう 中小企業に配慮。

<保護のルール>

利用の制限のルール

- ・ マイナンバーの利用範囲は、マイナンバー法に規定された、社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されていること、実務上どのような場面でマイナンバーを利用できるのか、等を記述。
⇒ ガイドライン中の例①マイナンバーを社員番号として使用してはならない。
②数字をアルファベットに読み替えるという法則に従い、マイナンバーを数字からアルファベットに置き換えた場合、当該アルファベットも「マイナンバー」に該当するため、保護のルールの適用を受ける。

安全管理のルール

- ・ 漏えいを防止するための、マイナンバーの保管・外部委託に関する留意事項等を記述。
⇒ ガイドライン中の例③委託先を適切に監督しなければならない。委託契約には秘密保持義務、情報の持出禁止などを盛り込まなければならない。
④不正アクセスを防止する対策をとらなければならない。責任者を決め、担当者を教育しなければならない。

提供の制限のルール

- ・ マイナンバーは、マイナンバー法で規定された場合を除き、提供が禁止され、また、収集・保管が禁止されていること、実務上どのような場面なら提供できるのか、等を記述。
⇒ ガイドライン中の例⑤本人の同意があったとしても、番号法で規定された場合を除き、マイナンバーを提供してはならない。
⑥個人番号利用事務等でない場合は、他人のマイナンバーをノートに書き写してはならない。